

ますな

VOL.146

令和3年11月1日号

目次

- P2 ■新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの方へ緊急貸付に関するご案内
- P3 ■新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内
- P4 ■たまな生活サポートセンター
- P5 ■『地域の支えあい活動』あなたもサポーターとして活躍してみませんか？
- P6 ■親子育ちの応援学級
■福祉機器貸出事業
- P7 ■11月はボランティア月間です
■社協プレゼントQuizコーナー
- P8 ■善意の寄附のご紹介
■「福祉の就職総合フェア2021秋」開催のお知らせ

発行：社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会
玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内
TEL：0968-71-0080 FAX：0968-72-0846
E-mail shakyo074-soumu@lake.ocn.ne.jp
U R L <http://www.tamasha.jp>



この広報紙は、赤い羽根共同募金の配分金を財源に発行しています。



読書の秋

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの方へ緊急貸付に関するご案内

受付期間延長

令和3年
11月末まで

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少や失業等により、緊急かつ一時的な生計維持のための資金や生活再建までの資金の貸付を必要とする世帯

※新型コロナウイルスの影響で内定が取り消された方は対象ではありません。

緊急小口資金

●貸付上限額	20万円以内
●据置期間	1年以内
●償還期限	2年以内

総合支援資金

●貸付上限額	2人以上世帯	月20万円以内
	単身世帯	月15万円以内
●貸付期間		原則 3か月以内
●据置期間		1年以内
●償還期限		10年以内

■貸付利子／無利子 ■保証人／不要

■借入申込みに必要なもの

- ①世帯全員と続柄が記載された住民票(発行3か月以内)
- ②身分を証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証 等)
- ③申込者の預金通帳及び印鑑
- ④収入が減少・失業したことが確認できる書類
失業の場合・・・雇用保険受給者証、源泉徴収票、離職票、退職辞令等の写し
廃業の場合・・・個人事業の廃業届出の写し
減収の場合・・・収入が減少したことがわかる書類の写し

■貸付金の交付方法

各資金の申込書類を審査後、借入申込者が指定する金融機関口座に送金します。

○緊急小口資金：10日程度 ○総合支援資金：14日程度

■借入申込方法

- ①窓口での借入申込
必要書類をご準備のうえ、玉名市社会福祉協議会の窓口へお越しください。
○相談申込受付時間：午前10時～午後4時（土日祝日を除く）
- ②郵送による借入申込
熊本県社会福祉協議会ホームページ（www.fukushi-kumamoto.or.jp/）から関係書類を入手のうえ、必要な書類をご用意いただき、玉名市社会福祉協議会へ郵送してください。

お問合せ先・郵送先 〒865-0016 玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内
社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 地域福祉課まで TEL 71-0080 FAX 72-0846

特例貸付に関する相談コールセンター

各都道府県の社会福祉協議会では、休業や失業等により当面の生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。この特例貸付に関するお問い合わせを受け付ける専用ダイヤル「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」を設置しています。

〈個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター〉

0120-46-1999 受付時間／9:00～21:00(土日・祝日を含む)

今回の生活福祉資金特例貸付につきましては、対象者の緩和や手続きの簡素化が随時行われています。そのため、当初は対象外とされた方も対象となっておられる場合がございます。大変申し訳ございませんが、随時ご相談いただきご確認をお願いします。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内 ～緊急小口資金などの特例貸し付けを利用できない人へ～

申請期間が11月30日まで延長になりました。

支給対象世帯

次のいずれかに該当し、

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

さらに以下の全てを満たしている世帯

■収入が、①+②の合計額を超えないこと

- ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
- ②生活保護の住宅扶助基準額

■資産が、上記①の6倍以下（ただし100万円以下）

要件	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
収入要件	111,000円	155,000円	183,000円	218,000円	252,000円	288,000円	326,000円	359,000円
資産要件	468,000円	690,000円	840,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円

■今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・月1回以上、自立相談支援機関の面接などを受ける。
 - ・月2回以上、公共職業安定所で職業相談などを受ける。
 - ・原則週1回以上、求人先へ応募を行う、または求人先の面接を受ける。
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

支給額・支給期間

■月額 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

■最大3か月（月々支給）

手続き方法

- 申請書類を記入し、玉名市役所くらしサポート課の窓口へ持参または郵送で提出してください。
- 申請書に必要な書類は、玉名市のホームページをご覧ください。

お問い合わせ

○くらしサポートホットライン TEL 75-1502（玉名市役所くらしサポート課）

【受付時間】 平日 8:30～17:15

○厚生労働省コールセンター TEL 0120-46-8030

【受付時間】 平日 9:00～17:00

**「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った、
振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！！**

たまな生活サポートセンター

たまな生活サポートセンターは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、手伝いをお願いしたい方（依頼会員）とお手伝いしたい方（支援会員）とを仲介し、支援が必要な高齢者等の日常生活を支えます。

■主な活動内容（依頼内容）

ゴミ出しや電球・蛍光灯の交換、家具や家電の出し入れ、買物の付添いや代行などの軽度なお手伝いが中心です。

たまな生活サポートセンターのしくみは、地域住民同士が気軽に支えあえる相互支援活動です。活動は有償で行いますが、営利を目的とせず、依頼者の負担軽減や感謝の思いを謝礼金（報酬）のやり取りで行います。

■会員登録

○依頼会員（お手伝いを依頼したい方）の対象者

①介護予防・日常生活支援総合事業の利用対象者の方

②要支援1・2の認定者の方

*①又は②に該当される方は、ご担当の介護支援専門員にご相談ください。

③65歳以上で病気やケガのため一時的に支援を必要とする方

○支援会員（お手伝いしたい方）の対象者

健康で積極的に支援活動を行うことができる方

*生活サポートセンターが実施する養成講座の受講が必要です。

■『活動』と『報酬』

15分以内の主な活動（報酬額200円）

- ・ゴミ出し（行政区内）
- ・電球や蛍光灯の交換
- ・暖房器具の燃料入れ
- ・家具や家電の出し入れや収納 など



30分以内の主な活動（報酬額300円）

- ・植木や花壇の水やり
- ・郵便局や運送業へのお届け物代行
- ・デイサービスの準備
- ・話し相手
- ・タンスの衣替え など



60分以内の主な活動（報酬額500円）

- ・ゴミ出し（コンテナ収集やセンター持込み）
- ・布団干し
- ・買物の付添いや代行
- ・散歩の付添い など



※活動時間は、1時間以内が基本となります
（延長の場合は15分100円）

受講者
募集

『地域の支えあい活動』 あなたもサポーターとして活躍してみませんか？

日常生活の中で、ちょっとした手助けがあれば、地域で安心して暮らせる高齢者の方々が居られます。高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしたい…。そんな思いを支えるサポーター(支え手)の養成講座を開催します。

サポーターの活動は、手助けが必要な方のご自宅を訪問し、ゴミ出しや電球の交換、買物の付添いや代行、話し相手など様々ですが、あなたが**できる時間にできる活動**をお願いします。活動は有償で行います。地域のために、あなたが**できる手助け**をしてみませんか？

◆講座名 **令和3年度 生活サポーター養成講座**

◆日 時 **令和3年11月30日(火) 午後1時30分より**

◆会 場 **玉名市福祉センター 2階 会議室B**
玉名市岩崎88番地4

◆対象者 玉名市内在住者でサポートセンターに登録し活動できる方、
または活動に興味がある方
困っている人の役に立ちたいという熱意がある人を募集しています。

◆定 員 **先着15名**

◆受講費 **無 料**

◆内 容 講 座

- 地域の支えあい活動について
- 信頼関係をつくるコミュニケーションについて
- たまな生活サポートセンターについて



- ・新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、講座を中止・延期する場合がありますので、予めご了承願います。
- ・参加の際は、マスクの着用・手洗い・消毒液の利用をお願いいたします。
- ・筆記用具をご持参ください。
- ・受講修了後、たまな生活サポートセンター支援会員として登録をお願いします。

【申 込 み】

受講申込書にご記入のうえ、社会福祉協議会各支所へご持参いただくか
FAX またはお電話、Webにてお申込みください。

申込期限:令和3年11月25日(木)まで

※定員になり次第締め切りとさせていただきますので、お早めにお申込みください。

お申込み・お問合せ先

たまな生活サポートセンター 玉名市社会福祉協議会 本所

〒865-0016 玉名市岩崎 88-4 玉名市福祉センター内

TEL 73-9050 FAX 72-0846

〈Webによる申込み方法〉

QRコードを読み取り応募フォームから
お申込みください。



～ 参加に当たっての留意事項(感染防止対策) ～

- マスクを持参し、施設内では、必ずマスクを着用してください。
- 当日外出前に体温測定を行い、37.5℃以上の発熱や鼻水、咳、喉の痛み等の風邪の症状がある場合は、ご参加をご遠慮ください。
- 入館する際に手指消毒をお願いします。
- 万一、受講者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所等から受講者の連絡先等の情報提供の要請があった場合には、必要な情報提供をさせていただきます場合がありますので、予めご了承ください。

親子育ちの応援学級

参加費
無料

●子どもの行動に不安はありませんか？

●子どもとの関わり方を学んでみませんか？

子育てにおいて、不安を感じる保護者の方が子どもの特性に合った接し方を学ぶことでうまくいくこともたくさんあります。子どもへの関わり方と心の姿勢を学ぶ「親子育ちの応援学級」を開催します。



講師：三浦佑子 氏

保育士から心理カウンセラーへ
現在、九州 AST 気功クリニック

対象者：玉名市にお住まいで、
発達に気がかりのある小学生位までの子どもがいる
保護者または家族の方

会場：玉名市福祉センター 2F 会議室 B (玉名市岩崎 88-4)

定員：会場参加・Zoom 参加ともに 20名 (申込先着順)

- ◆講話 (70分) と座談会 (50分) Zoom での参加は講話のみとなります
- ◆時間は全て 10時～12時です。

第5回 11月17日 (水)

テーマ 「心のゆとりを
生む支えあいへ」

～私の安心できるよりどころ～
締切 11月12日 (金)

- ☑ ファミリーサポートセンターがご利用可能です。詳細はHPをご覧ください。
- ☑ 福祉、保健、医療、教育等の関係者も参加可能です。
- ☑ 会場内での撮影・録音行為は、一切禁止とさせていただきます。

※新型コロナウイルスの影響により会場では実施せずに
Zoom だけの開催となる可能性があります。ご了承ください。



※QR コードの参加フォームからのお申込みまたは参加申込書にご記入のうえ、社会福祉協議会へ電話・FAX にてお申込みください。

社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 (玉名市岩崎88-4 福祉センター内)

お申込み・お問合せ先 TEL 73-9050 FAX 72-0846 URL <http://www.tamasha.jp> 担当：穴井

福祉機器貸出事業

介護ベッドや車椅子、歩行器等の福祉機器の使用が必要な方へ貸出しを行なっています。機器の在庫状況によっては、貸出しできない場合がありますので、お早めにご相談ください。

■貸出機器の種類

介護ベッド、車椅子、歩行器、エアーマット

■対象者

玉名市民の方で福祉機器が必要な方
※介護保険サービス利用者以外の方を対象としています。介護保険サービスを利用の方は、ご担当のケアマネージャー (介護支援専門員) を通じてご相談ください。



■使用料 (会員世帯)

●車椅子・歩行器

1ヶ月無料 継続利用料 200円

●介護ベッド

1ヶ月 2,000円 継続使用料 700円

●エアーマット

1ヶ月 1,000円 継続使用料 500円

※使用料金は前払いになります。

※運搬が必要な場合は運搬料(1,500円)が必要になります。

■貸出申請

事前にご相談いただき福祉機器借用申請書をご提出ください。
※申請には印鑑が必要です。



■お問合せ先

玉名市社会福祉協議会各支所まで

玉名支所 73-9050 岱明支所 57-4141

横島支所 84-2228 天水支所 82-3737



11月はボランティア月間です

熊本県では、ボランティア活動をより広げ、全県民的な取組みとするために「ボランティア活動日本一推進会議」を発足し、県民のボランティア関係団体と連携して、ボランティア活動日本一を目指した取組みを進めています。

そこで、例年11月を「ボランティア月間」と定め、県民に対して、ボランティア活動の意義・役割・必要性の認識を深めていただき、この月間を契機として、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に、楽しく、ボランティア活動の推進に繋げていくような積極的な事業展開を行います。

社協プレゼント Quiz コーナー

次の3つの問題の中から正解と思われるものをそれぞれ選んで、回答を官製ハガキに記入のうえ、ご応募ください。

Q1. 赤い羽根共同募金マスコットキャラクターの名前はなんでしょう？

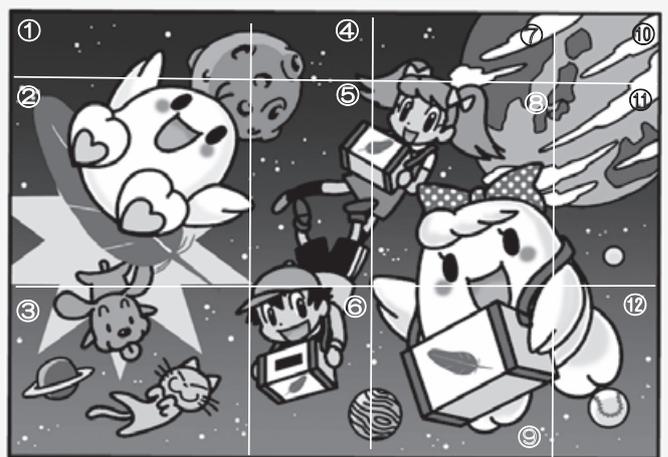
- ①愛ちゃんと希望くん ②夢ちゃんと希望くん ③愛ちゃんと勇気くん



Q2. 地域住民同士が支えあう相互支援活動で、高齢者の日常生活をお手伝いする取り組みを行っている機関の名称は何でしょう？

- ①たまな在宅サポートセンター ②たまなお助けサービス ③たまな生活サポートセンター

Q3. 赤い羽根共同募金のイラストです。間違いが5か所あります。番号でお答えください。



【応募方法】

官製ハガキに社協プレゼントと問題の答え、住所（玉名市の方のみ）、氏名、年齢、ご意見ご要望を記入のうえ、下記までご郵送ください。全問正解者の中から抽選で10名の方に1,000円相当の図書カードをプレゼントします。申込締切は11月22日（当日消印有功）。なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。

社協プレゼント

- Q1.①
Q2.②
Q3.③、④、⑤

〒□□□-□□□□
玉名市△△△△
玉名太郎 ○○歳
ご意見

— 応募先 —

〒865-0016 玉名市岩崎88-4 玉名市福祉センター内 玉名市社会福祉協議会 宛

善意の寄附のご紹介

（令和3年9月1日～令和3年9月30日受付まで）
 ……《香典返し》…
 次の方々から社会福祉協議会に、香典返しにかえてご寄附をいただきました。故人のご冥福をお祈りいたしますとともに、社会福祉の推進のためにより一層努力いたします。
 （敬称略・順不同）

- 〈築山地区〉 大野 敏捷（亡子 正利）
- 平野 博子（亡夫 光則） 荒木 年野（亡夫 耕治）
- 〈大浜地区〉 井上 秀信（亡母 優子）
- 濱田 将一（亡母 富美子） 池上 次代（亡夫 邦輔）
- 〈豊水地区〉 松川 和也（亡父 伸治） 津口 テル子（亡夫 一馬）
- 西本 盛一（亡母 ヨシミ） 鶴上 幸子（亡夫 朋義）
- 〈八嘉地区〉 的場 成昭（亡妻 正子） 森山 營子（亡夫 哲雄）
- 西村 勝博（亡父 端） 田上 幸子（亡夫 進一）
- 〈小田地区〉 高島 榮子（亡夫 宏海）
- 平山 猛（亡母 積） 北野 聖一（亡父 友秋）
- 〈玉名地区〉 稲生 綾子（亡夫 宏義） 藤本 睦子（亡夫 新）
- 宮本 明美（亡母 正子） 中村 必勝（亡母 正子）
- 東 忠夫（亡母 多喜子） 村上 八マ子（亡夫 剛博）
- 〈石貫地区〉 大門 元一（亡妻 ミヤ子） 内田 利信（亡妻 秩子）
- 〈睦合地区〉 杉田 輝幸（亡母 朝子）

「福祉の就職総合フェア2021秋」開催のお知らせ

福祉職（介護職、支援員、ホームヘルパー、介護支援専門員、相談員、栄養士、調理師、看護師など）への就職を目指している方、興味がある方へ 向けた面談会を開催します。
 また、ガイダンスとして福祉の専門家によるセミナーや資格の取得方法などの各種相談にも応じます。情報収集が参加目的の方も大歓迎です。県内の事業所約50法人が各ブースで、皆さんをお待ちしております。お気軽にご参加ください。

開催日 令和3年11月23日（火・祝）
 会場 熊本城ホール 3階大会議室 A1～4
 時間 12:30～15:30（受付 12:00～）
 参加対象 福祉職への就職を希望している方、興味のある方、学生（中・高校生除く）、学校の教職員や保護者の方も参加できます。
 参加費 無料

福祉のお仕事ガイダンス(セミナー)
 12:40～13:20

面談会の前に、福祉の専門家から介護職の魅力や就職に向けたアドバイスをいただきます。
 ※定員50名(申込み先着順)
 講師：熊本県介護福祉士会会長 石本 淳也氏

福祉の魅力、再発見!



福祉のお仕事ガイダンス
 (専門相談員による各種相談コーナー)
 13:30～15:30

福祉業界の情報・資格の取得方法・職場体験・修学資金等貸付など

気軽に相談してみよう!



福祉人材合同面談会
 (就職面談コーナー)

見て、聞いて、感じてみよう!

13:30～15:30

求人内容はもちろん、職場で働く皆さんのリアルなお話も聞くことができます。福祉施設、約50法人が集結



参加事業所	高齢・障がい者等社会福祉施設、介護保険事業所等
取り扱い職種	介護職員、支援員、ホームヘルパー、介護支援専門員、相談員、看護師、栄養士、調理師、事務職員等

申込締切
 令和3年
 11月17日(水)

※メール、ファックス、お電話でお申込みください。(申込用紙は熊本県社会福祉協議会HPからダウンロードできます。)
 ※申込期限を過ぎた場合はご連絡ください。当日の参加も可能です。

●参加申込書 送付先
 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会熊本県福祉人材・研修センター
 〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター4階
 TEL 096-322-8077 FAX 096-324-5464 メールアドレス fukushi.jinzai@kumashakyo.jp

無料法律相談

日常生活における悩みの中で、法律的な知識を必要とする諸問題について弁護士がお受けし、参考意見の提供を行います。

- ◆相談日 毎月第3木曜日
 - ◆相談時間 14:00～16:00 (1組30分)
 - ◆場所 玉名市福祉センター
 - ◆申込み 事前予約制(相談日の前日正午まで)
 玉名市社会福祉協議会 TEL71-0080
- ※玉名市に居住する方が対象です。※相談回数は年度内1回のみです。
 ※相談内容によってはご利用できない場合がありますのでご了承ください。